

農村RMO的な取組を行う活動組織の事例集

- 口内町地域農地・水・環境保全組織（岩手県北上市）…………… 1
- 一般社団法人ほりこし創生会（福島県田村市）…………… 3
- 板荷畑いつくし美会（栃木県鹿沼市）…………… 5
- 一般社団法人 松永あんじょうしょう会（福井県小浜市）…………… 7
- 草谷川環境保全協議会（兵庫県加古郡稲美町）…………… 9
- きららネット阿知須（山口県山口市）…………… 11
- 上村地区環境保全向上隊（愛媛県東温市）…………… 13
- 錦町農地・水・環境保全管理協定運営委員会（熊本県錦町）…………… 15



広域組織が他団体と連携して集落機能を維持

くちないちょう

口内町地域農地・水・環境保全組織（岩手県北上市）

- 口内町は、岩手県中央部の北上市東部に位置し、北上山地に在る中山間地域で、面積31km²、人口1,297人、約500世帯、高齢化率50%の過疎地で、主要な作付品目は稲作とりんごの産地である。
- 口内町全域の多面的機能支払の活動組織として、個人約620名、20団体、参加集落は10集落で構成される広域組織「口内町地域農地・水・環境保全組織」が平成26年度に設立された。
- 事務を担う構成員の不足や事務負担を軽減するため、平成27年度からNPO法人くちないに事務を委託を開始。事務局体制が強化され、集落間の連携も図りやすくなった。自治協議会と広域組織が一体となって集落機能の維持を目指す。

【地区概要】

- ・ 取組面積：434ha
(田 415a、畑 19ha)
- ・ 資源量：水路 44.7km、農道 34.7km、ため池 19箇所
- ・ 主な構成員：農業者、農業組合法人、自治会、老人クラブ、土地改良区、NPO法人
- ・ 交付金 約30百万円 (R5)

〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

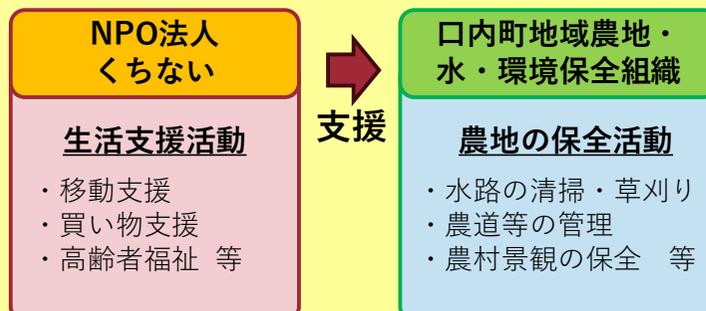
地域の状況や課題

- 地域では、人口減少や高齢化が進行。
- 多面的機能支払の活動組織や中山間直払の集落協定でも事務を担う構成員の不足により、事務負担が増加。将来の制度活用に不安を感じていた。
- 一方、交通弱者の解決のため、口内町自治協議会が社会実験を実施。平成21年にNPO法人くちないを設立し、自家用有償旅客運送（口内有償ボランティア運送システム）を開始。地域課題の解決に向け、保健福祉、社会教育など様々な分野で活動する。



NPO法人との連携内容

- 平成27年度にNPO法人くちないに多面的機能支払の活動組織事務を委託。また、中山間地域等直接支払の集落協定の事務についてもNPO法人くちないで受託。
- 事務局を担うNPO法人では、事務支援ソフトを作成するなど事務の効率化に努め、事務局体制を強化。
- 活動のための人員が不足する集落には、事務局で他集落からの支援を調整。
- 刈払機、チェーンソーの安全管理講習等の受講費の負担を行うなど、非農家も共同活動に参加しやすい環境を作る。



連携の効果

- 事務作業をNPO法人に委託したことで、農業者は農作業や活動に集中することができるようになった。
- 事務局を個人ではなく組織が担うことで、事務担当の緊急時でも会計事務がスムーズに継続できる。
- 事務局が間に入ることにより、集落間の連携が図りやすくなった。
- NPO法人くちないの事務所が地域の困り事を相談できる場所になり、地域の情報が集まるようになった。

活動組織の悩み

事務を担う構成員の不足により、事務負担が増加し、将来の制度活用に不安を感じていた。

相談

Step1 (H27)

NPO法人くちないに相談

- ・ NPO法人くちないの職員で、多面の事務を行っている方がおり、作業のノウハウがあったため話し合いはスムーズに進んだ。
- ・ 委託費は、作業時間に応じて支払うことで合意。

Step2 (H27)

NPO法人くちないと連携開始

- ・ 平成27年度からはNPO法人くちないへの事務業務の委託を開始。
- ・ また、NPO法人くちないは中山間地域等直接支払制度に基づく1組織の事務受託も開始。

集落数が多く、構成員も多いため、日当支払など日々の活動の管理が大変。



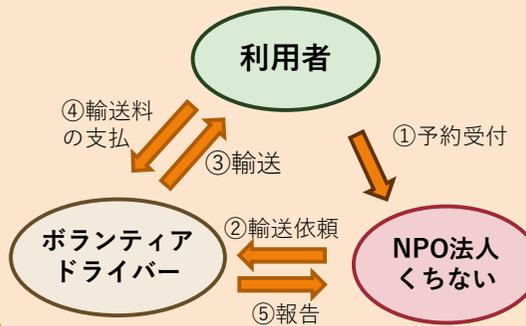
事務所の様子

NPO法人くちない

- ・ 交通弱者の困ったをなんとかしたいという思いから口内町自治協議会が平成20年に社会実験を実施。
- ・ 地域課題の解決を目指す組織として、平成21年に「NPO法人くちない」を設立。
- ・ 平成22年から自家用有償旅客運送の運用を開始。



自家用有償旅客運送



Step3 (H27)

事務支援ソフトの作成

- ・ 広域活動組織のため、集落ごとの活動に対する収支状況等が一目で分かるシステムを作成し、事務作業を効率化。

今後の展望

- 地域の農業がどうあるべきか、自治協議会や他の団体との連携について、役割を協議し、地域が一体となって集落機能の維持を目指していきたい。



農道の草刈作業

<地域の負担軽減に向けた取組>

- 畦畔の共同草刈りは、日にちを限定するのではなく、期間を決めて実施。作業グループごとに実施日を調整して実施できるようにしたことで、時間の融通を付けやすくなった。集落ごとに実施状況を取りまとめ、事務局に報告。事務局より各集落に日当の支払を行う。
- 活動への参加人数が集まらない集落には、他集落から斡旋するなど、調整を行っている。
- また、作業による事故防止のため、希望者には安全管理講習を受講していただき、共同作業への参加者を集めている。令和5年度までに36人が受講。



ワークショップを通して地域づくりを実施

一般社団法人ほりこし創生会（福島県田村市）

- 堀越地区は、福島県田村市船引町の最南端に位置し、標高450mほどの比較的平坦な広がりのある地域である。本地域は、4集落から形成されており、管内の農家のほとんどが兼業農家であり、専業農家は水稻と園芸作物や畜産を組み合わせた複合経営を行っている。平成7年度にほ場整備事業に着手し、平成16年度に完了している。
- 土地利用調整組織の「堀越営農組織」、受託組織の「堀越生産組合」、保全活動を行う活動組織の「ほりこし創生会」の3組織で集落営農を行ってきたが、役員世代交代により認識の差が生じてきた。また、地域の担い手不足、生産組合の構成員の高齢化により、遊休農地が増加。
- ワークショップを通して、地域の課題を掘起し、将来構想を描き、具体的策を取りまとめて地域づくりを実施した。集落営農の体制として、農地の利用調整や保全活動を行う「一般社団法人ほりこし創生会」と、農産物の生産・販売等の収益事業を行う「株式会社ほりこしフォーライフ」を設立し、両輪で持続可能な地域づくりを目指す。

【地区概要】

- ・ 取組面積：92ha
(田 79ha、畑 10ha)
- ・ 資源量：水路 12km、農道 21km、ため池14箇所
- ・ 主な構成員：農業者、自治会、老人会、婦人会、消防団、育成会、農業生産法人
- ・ 交付金 約8百万円 (R5)

〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

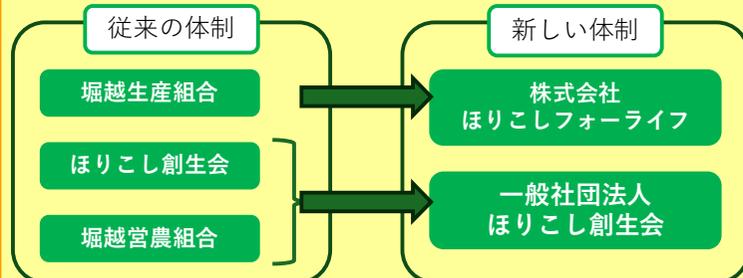
地域の状況や課題

- 平成13年に土地利用調整組織として堀越営農組織を、受託組織として堀越生産組合を立ち上げた。
- 平成18年度に農地・水・環境保全向上対策の受け皿として堀越保全会を立ち上げ、農村環境維持活動を実施。平成24年度からはほりこし創生会が事業を引き継ぐ。
- 堀越営農組織、堀越生産組合、ほりこし創生会の3組織による集落営農体制を続けてきたが、役員世代交代により、認識の差が生じてきた。
- 地域の担い手不足、生産組合の構成員の高齢化により、遊休農地が増加。



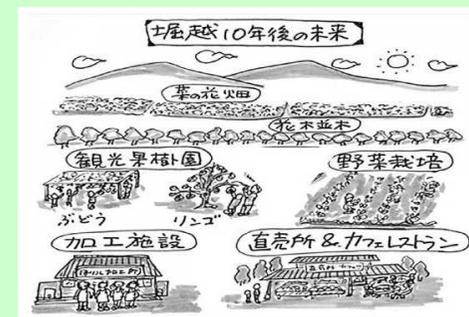
取組内容

- 地域課題の掘起し、将来構想を描くためにワークショップを実施。法人化作業部会を設立し、講師を招いての勉強会や現地視察を実施し、協議を重ねて、持続可能な集落営農組織の仕組みづくりを検討。
- 従来の3組織体制の集落営農の運営体制から、総合的な組織再編を実施。農地の利用調整や保全活動を行う公益部門（堀越営農組合、ほりこし創生会）として、「一般社団法人ほりこし創生会」を、また、農産物の生産・販売等の収益事業を行う部門（堀越生産組合）として「株式会社ほりこしフォーライフ」を設立。
- 多面的機能支払事業は、一般社団法人ほりこし創生会が事務局を務め、行政区や各種団体と連携して共同活動を実施。長寿命化や田んぼダムの取組も開始。



取組の効果

- 公益部門を担う一般社団法人ほりこし創生会は、農家及び非農家を会員とし、地域の一体性を持たせることで、共同活動への農家以外の参加も得られやすくなった。
- 一方、営農部門を担うは株式会社ほりこしフォーライフは、営農に専念できるようになった。
- 地域住民への情報発信として「堀越かわら版」を発行し、地域全体で活動状況を共有し、より良い地域づくりにつなげている。



地域の課題

「堀越農業組合」、「堀越生産組合」、「ほりこし創生会」の3組織による集落営農体制を行ってきたが、地域の担い手不足、生産組合の構成員の高齢化により遊休農地が増加、各組織役員の世代交代による認識の差など、集落営農体制の維持のための課題が蓄積。



ワークショップの実施

Step1 (H27.9~28.3)

ワークショップの実施

- ・集落の課題解決に向け、堀越農業組合、堀越生産組合、ほりこし創生会の役員によるワークショップを全3回実施。

第1回:地域課題の把握
第2回:将来構想の作成
第3回:短期的、中長期的取組の検討。
→営農組織の法人化で魅力ある農業の創出。

Step2 (H28.6~)

法人化作業部会での検討

- ・3組織の代表6名と若手後継者2名の計8名で構成された法人化作業部会を設置。
- ・農村維持のためには非農家も取り込んだ組織作りが必要と考え、総合的な組織再編を検討することに。

日本農業新聞に掲載された集落営農の公益部門を一般社団法人化したという記事をきっかけに構想が具体化。

Step3 (H29.11)

再編案の取りまとめ

- ・20回以上の協議や講師を呼んでの勉強会、先進地視察(若手県、鳥取県)を実施。
- ・集落営農の公益部門と営利部門を分けた「2階建て方式」で集落営農を運営する再編案をまとめた。

農業普及課、田村市、JA福島中央会、県農業会議所がサポート。

2階建て集落営農方式

- 集落営農の営利部門と公益部門を切り離し、「2階建て方式」で集落営農を運営。
- 1階の公益部門は、社団法人化し、農家及び非農家を会員として、農地の利用調整や保全活動、補助金の受け皿、関係機関との調整窓口を担う。農家以外の住民の参加も得やすく、税制面の利点もあることから、社団法人とした。
- 2階の営利部門は、新しい生産組織を株式会社にして、農産物の生産や加工・販売等の収益事業に専念する。今後の事業展開を想定して農業以外の事業も行える株式会社とした。

地域の合意形成の基礎

- ・3組織体制の集落営農の基盤があった。
- ・ほりこし創生会のこれまでの農村環境維持の取組実績が評価された。
- ⇒地域活動を地道に続けてきたことが、法人化への地域住民の理解につながった。



ワークショップのまとめ

Step4 (H29.12)

地域の合意形成

- ・行政区単位で地域説明会を実施。これまでの経緯や法人化の必要性について説明し、地域住民の理解を得る。
- ・平成29年3月に各区総会、同月に大字審議委員会(堀越地区最高決議機関)で承認を得る。

Step5 (H29)

法人組織の設立

- ・平成29年2月に営農部門を担う株式会社ほりこしフォーライフ、平成29年4月に公益部門を担う一般社団法人ほりこし創生会をそれぞれ設立。

Step6 (H30)

5か年計画を策定

- ・再度、ワークショップを実施し、持続可能な集落営農のために5か年計画を策定。
- ・短期的、長期的に取組む具体的な目標を策定。

今後の展望

- 農村環境維持のための共同活動を通して世代間の交流は継続的に行われている。将来の農業を支える次世代へ引き継いでいきたい。
- 令和6年度には、若い世代との意見交換を企画している。若い世代の思いを共有し、未来に向けた活動を行っていく。

多面事業の拡大

- ・老朽化した施設の修繕のため長寿命化工事を実施。
- ・また、下流の防災対策を目的とした田んぼダムの取組を開始。



田んぼダム



広い世代の活躍の場となり地域コミュニティ活動を推進

いたが ばた

み

板荷畑いづくし美会（栃木県鹿沼市）

- 鹿沼市は、栃木県の中では、県央西部にあり、北部は国際観光地の日光市に、東部は県庁所在地の宇都宮市に隣接している。当団体が活動する板荷畑地域は、鹿沼市の北部に位置する中山間地域であり、地域に9つある自治会の中の一つである「板荷4区」自治会をその活動のエリアとしている。
- 平成20年3月に、自治会を主体とし、集落全戸が参加して「板荷畑いづくし美会」を設立。アンケート調査により各世代の意見を聞き取り、課題の把握、解決に取り組む。アンケートの結果はグラフ等で視覚的に取りまとめて周知し、地域の将来を自分事として考えてもらい、活動参加への自主性を高めている。
- 耕作放棄地の解消と予防の基本的対策は、地域農業の若い世代への継承と考え、農業への関心を高めることを目的に、そば栽培、そば祭りの開催、そば店の開業につながり、無人直売所と併せて都市と農村をつなぐ事業に発展。女性や高齢者の活躍できる場になっている。また、若い世代に対する農業支援を体系化し、農業者の共助による作業が実施されている。

【地区概要】

- ・ 取組面積：30.1ha
(田 23.9ha、畑 6.2ha)
- ・ 資源量：水路 5.8km、農道 1.5km
- ・ 主な構成員：農業者、非農業者、自治会、水利組合、消防団、長男会、婦人会など
- ・ 交付金 約130万円 (R5)

〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

地域の状況や課題

- 板荷畑地区の高齢化率は45.8%、うち農業専従者の高齢化率は60%と高齢化が進行。
- 農家の平均耕地面積は1.1ha、土地改良事業は未実施で、土水路が多く残っている。
- 鳥獣害被害の発生により、山際の農地は耕作放棄地となりつつあった。
- 将来の地区の農業の継続や環境の維持保全に対する不安を抱えていた。



小区画な農地



土水路

取組内容

- アンケート調査により各世代の意見を聞き取り、課題の把握や効果の検証を行い、PDCAサイクルで活動を検証して改善を図る。また、アンケートの結果は、グラフ等で視覚的に取りまとめて周知することで、地域の将来を考えるきっかけになるように工夫している。
- 地域課題の解決のための検討組織として、2つの部会を設置。さらに、課題解決のための取組を組織化し、体制が確立したら独立組織化。
- 耕作放棄地の解消・予防のために実施してきたそば栽培からそば祭りの開催、さらにはそば店の開業に至る。そば祭りやそば店は、女性や高齢者なども活躍できる場となっている。
- 地域農業の若い世代への継承に向けて、農業支援を体系化し、共助による作業が実施される環境づくりに取り組んでいる。

板荷畑いづくし美会

地域営農研究部会

集落営農（労力支援・コスト低減）

地域ビジネス部会

6次産業化（協力者拡大・拠点）



独立組織化

獣害対策組織

草刈隊

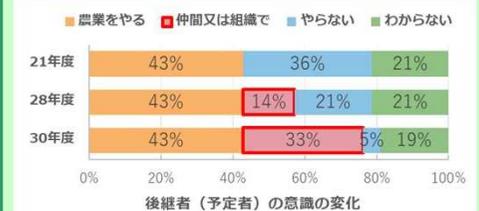
板荷畑新規作物研究会

直売所

板荷畑いづくしみ庵

取組の効果

- アンケート結果の共有、広い世代の連携した活動により、地域全体の絆が強化され、共同で問題解決に取り組む力が高まった。
- こうした活動を経る中で、後継者（予定者）の意識変化が見られ、「仲間がいれば定年後の就農も考えたい」という意識の変化が芽生えている。



- それぞれの取組を独立組織化することで、それぞれのニーズに応じた活動を実施（草刈り隊→農地以外にも、直売所→情報発信、そば店→都市農村交流の拠点）。

地域の課題

ほ場整備が未実施であることや、農作物の鳥獣害被害の増大、農業者の高齢化により、徐々に耕作放棄地が拡大。将来の地区の農業の継続や環境の維持保全に対する不安。

Step1 (H20.3)

板荷畑いづくし美会の設立

- ・平成19年3月に自治会長を中心とした発起人会を設立し、地域を対象に説明会などを実施。
- ・平成20年3月に地区全戸を構成員として「板荷畑いづくし美会」を設立。

Step2 (H20)

そば栽培の本格化

- ・長男会が実施していたそば栽培を耕作放棄地予防対策として活動に組み入れ、そば栽培の本格化。

Step3 (H21)

獣害対策の実施

- ・地域の課題であった獣害対策として、防護柵を設置。
- ・農作物被害が激減したことにより地域資源を守るという意識が高まる。

取組のポイント

- 地域の実態を把握するために集落全戸を対象にアンケート調査を実施。アンケート結果から、やりたい活動を把握するとともに、後継予定者の農業に対する関心や不安等も把握。【Plan】
- 要望の高い活動優先的に実施。併せて、若い世代の農業への関心を高める活動を実施。【Do】
- 再度アンケートを実施し、活動の効果と継続の可否を判断。【Check】
- 必要に応じて活動を見直し、活動計画を改善。【Action】
- アンケートを活用しながら、PDCAサイクルで活動を検証し、改善を図る。
- 取組の体制が確立された活動は、独立組織化して活動を継続。

PDCAサイクルで活動を検証



アンケートの実施 (H20)

- ・地域における課題やニーズを把握し、合意形成に取り組むため、地域住民へのアンケート調査を実施。



そば祭り



直売所開業

Step3 (H21~)

そば祭りの開催

- ・耕作放棄地防止の取組として栽培したそばを活用して地域交流事業として「世界で一番小さな板荷畑そば祭り」を開催。

Step4 (H26)

無人農産物直売所の開業

- ・自家用野菜の有効活用と新たな農業経営の可能性を探るため、無人直売所を設立。
- ・女性や高齢者の活躍の場となっている。

- ・耕作放棄地を和牛の放牧地として利用する取組も実施。その結果、耕作放棄地が解消。

Step4 (H27)

草刈隊の結成

- ・草刈り人員が不足しているという地域の声を受け、草刈隊を結成。
- ・後に高齢者支援事業とも連携して活躍。



草刈隊の結成

今後の展望

- 農地の維持管理を効率的、効果的に行い、持続可能な農業の推進と新しい農業技術の導入や環境に優しい農業方法の普及にも力を入れたい。
- 若い世代の参加を促進し、地域全体で協力し合い、問題解決に取り組む姿勢をさらに強化し、農業を活用した地域にしていきたい。

アンケートの実施 (R5)

- ・活動に対する評価と課題、改善点を把握するため、アンケート実施。
- ・農業引退年齢、各農家の10年後の農業と農地保全方法などを調査し、地域営農ビジョン策定に反映。



「板荷畑いづくし美」開業

Step6 (R4.1~)

そば店開業

- ・そば祭りから地域のそば店の整備に向けた機運が高まり、令和4年1月に地域運営のそば店「板荷畑いづくしみ庵」を開業。

Step5 (R2)

作業料金表の作成

- ・地域で農業をする仕組みづくりとして、農作業の料金表を作成。
- ・農外就労の後継者を支える。

アンケートの実施(H28、H30)

- ・活動の効果の検証、各世代の意見を把握するため、アンケートを複数回実施。
- ・農業後継者に対し、農業に対する質問を織り込むなど、考えるきっかけを作る。
- ・H30年のアンケート結果を反映し、地域資源保全管理構想を策定。



主な組織が三位一体となった地域運営体制を構築

一般社団法人 松永あんじょうしょう会（福井県小浜市）

- 松永地区は、福井県小浜市の東端に位置し、三番の滝からの清流が地域を横断する松永川を流れている。また、国宝「明通寺」をはじめ数多くの文化財があり「すり鉢やいと」や「はったいまつり」等、古くからの行事が今に伝えられている歴史的にも貴重な自然豊かな地域である。
- 多面的機能支払には、県営経営体育成基盤整備事業を機に旧村単位・土地改良事業区域を活動対象範囲とし、平成19年度から農業用施設の維持管理・農村環境の保全に取り組んでおり、平成28年度に活動組織を一般社団法人化し、平成29年度から、市単位の広域活動組織である「若狭おばま農地環境保全広域協定」に参加し活動を継続している。



【地区概要】

- ・取組面積 150.42ha
(田 150.4ha、畑 0.02ha)
 - ・資源量 開水路 8.7km、農道 17.4km、
パイプライン 21.8km
 - ・主な構成員 農業者、自治会9集落、
小浜東部土地改良区、
小浜平野土地改良共同施行、
松永農業集落排水組合、
株式会社永耕農産、
松永いきいきふるさと塾、
老人クラブ婦人会、子供会
 - ・交付金 約 13.8百万円 (R5)
- 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化)

地域の状況や課題

- 農業用施設・農村環境の保全活動のみならず、地域農業の発展と地域資源を活用した地域振興のため、持続性のある運営体制の強化を図る必要があった。
- 地域の草刈り作業について、平成19年度より、営農法人が耕作している区域は営農法人が行い、集落周りは集落で実施する体制としてきたが、代掻きや田植え等の営農繁忙期における営農法人の負担軽減と地域の遊休農用地の発生防止等を図る必要があった。
- 小学校の統廃合により地区の小学校在廃校になり、次世代を担う子供の農業や農村環境の保全等に対する学習の場がなくなる懸念があった。

- 施設の老朽化
- 狭小で軟弱地盤の農地
- 個人零細経営がほとんどを占めている
- 営農に不可欠な農業用水は不安定 等

取組内容

- 地域農業の発展と地域振興を図るため、平成28年度に公益部門の活動組織の一般社団法人化（松永あんじょうしょう会）、平成29年度に営利部門の営農組織の株式会社化（永耕農産）をした。
- 営農組織の株式会社化（永耕農産）に伴い定年制を導入し、また、一般社団法人化した活動組織（松永あんじょうしょう会）に定年退職者による「草刈隊」を結成し、営農法人の営農繁忙期や地域の草刈り活動への支援する体制を構築した。
- 営農法人の若手就農者等（30～40歳代）による任意団体「まつなが里山楽校」を設置し、次世代を担う子供に地域を知ってもらい、関心をもってもらうため、老人クラブとの交流を含め、農業体験（田んぼアートを含む）水路での生きもの調査等を実施している。



取組の効果

- 平成19年度に活動組織の設立以降、福井県土地改良事業団体連合会に報告書類の取りまとめ業務を委託し、平成29年度からは小浜市1組織の広域活動組織の設立に併せ、小浜市土地改良区合同事務所に事務局業務を委託し事務負担の軽減を図っている。
- 資源向上支払（長寿命化）については、農業用施設の機能診断の実施結果等を基にした5年計画を策定し、設計業務を外部委託し負担軽減と計画的かつ効果的な実施を行っている。
- 里山楽校の設置により、従来行ってきた地域の子供の学習の場とした農業体験や生きもの調査等の継続実施が可能となった。また、地元高校生が草刈体験に継続的に参加している。



きっかけ

担い手の高齢化、遊休農地の増加、地域の小学校の廃校等、農業と地域振興についての課題を踏まえた改革が必要

Step1 (H15~21)

ほ場整備の実施

- 県営経営体育成基盤整備事業（区画整理102.4ha）
- 農地の集積・大区画化（1~2ha）による農作業の効率化及びパイプライン化、暗渠排水整備により水管理労力を軽減。

Step2 (H17)

任意組織の設立

- 小浜東部生産組合（任意組織）を設立。

Step3 (H19)

農事組合法人及び活動組織の設立

- 小浜東部生産組合を農事組合法人化。
- 松永川流域の環境を良くする会（農地・水・環境保全向上対策の活動組織）を設立。

事務作業を委託することによって、事務負担を軽減。

約10年が経過・・・

一般社団法人及び株式会社設立の狙い

- 多面活動の一つの事業とし、それ以外の事業も含めて地域全体を考える運営ができる。
- 公的に認められた立場となる自覚が芽生える。
- 交付金等を個人のためではなく、地域に使うための受け皿とする。
- 持続性、健全性、信頼性が得られる地域運営。
- 利益を出すことに対する責任感がある。
- 経営のスリム化、効率化を図ることができる。

三位一体となった地域運営体制の構築



Step4 (H28)

改革に向けた検討の開始

- 若い理事たちが集まって、農事組合法人よりも会社が良いという考えになった。地域を守るため、一般社団法人の設立も必要となった。

今後の展望

①事務の一元化

一般社団法人、営農法人双方の人材確保の困難化に対応するため、両者が行う事務の一元化と定年退職者を含めた人の融通等について検討している。（両者の組織運営方法の見直し）

②地域内外からの人の呼び込み

- ・ボランティア募集（1日農業バイト）
- ・福祉機関との連携（農福連携）
- ・インバウンドを含む国内外からの観光客の呼び込み

Step6 (R1)

松永地区農泊推進協議会に参加

- 農泊の拠点である「藤屋」、地域農業の担い手である「株式会社永耕農産」、地域の観光資源である「明通寺」等が一体となって誘客及び観光客の受け入れに取り組む体制を構築。

松永地区については小浜市の魅力の発信及び活性化に取り組む活動に参加。

Step5 (H29)

一般社団法人及び株式会社の設立

- 平成29年3月、活動組織を法人化し、一般社団法人松永あんじょうしょう会を設立。
- 平成29年5月、小浜東部生産組合を組織変更し、株式会社永耕農産を設立。

永耕農産の定年退職者による草刈隊を結成。

【若手からの提案】

- 個人及び法人顧客の獲得
- ブランド米の生産・販売
- 観光と園芸事業の拡大
- 若手人材の採用・拡大
- 【合意事項】
- 営農法人の経営に60歳以上は参加しない。
- 地区の環境と農地を守る。
- 高齢者・女性にも活躍してもらい地域を元気に。
- 【見直しの方向性】
- 地域資源の保管理は一般社団法人を設立し行う。
- 農事組合法人を利益の経営体（株式会社）にする。



草刈りのプロ集団「稲美畦師」の設立

くさたにがわ

草谷川環境保全協議会（兵庫県加古郡稲美町）

- 本地域は播磨平野東部の東播磨地域に位置しており、一級河川加古川の支流草谷川の両岸に跨る。農地は60%以上が県営圃場整備事業によって区画化され、溜池からのパイプラインによるかんがいにより大部分が水田（稲作）となっている。その他、集落近傍で家庭園芸がなされている。
- 草谷川環境保全協議会は草谷川土地改良区及び稲荷池水利組合の2つの水利組織と、その中に農業関係者167人と4営農組織、及び各種団体で構成している。
- 令和4年に兵庫県東播磨県民局及び3大学（神戸大学、兵庫県立大学、京都大学）との連携協定を結び、地元の市町の農業施設（特にため池関連）の困りごとを解決する組織として、「一般社団法人ため池未来研究所」を発足。ため池を中心に各農業施設の困りごとの相談に応じている。
- 近隣で活動する草刈りグループから刺激を受け、新たな草刈りのプロ集団「稲美畦師（いなみあぜし）」を設立。活動を通して、地域を担う人材を育成していく。また、一般社団法人ため池未来研究所との連携により、活動組織及び土地改良区役員引き継ぎ体制を構築していく。

【地区概要】

- ・ 取組面積：71.5ha
(田 69.4a、畑 2.1ha)
- ・ 資源量：水路11km、農道5km、ため池4箇所
- ・ 主な構成員：農業者、自治会、土地改良区、水利組合、営農組合
- ・ 交付金：約4百万円（R5）

〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

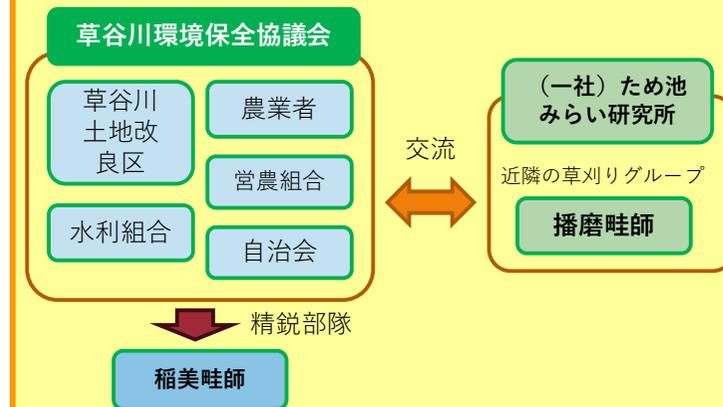
地域の状況や課題

- 個人で維持管理が行えない農地は地域の営農組合が管理を担ってきたが、営農組合の役員も高齢化が進み、負担が大きくなっている。
- 活動組織と土地改良区の役員は重複しており、役員継承に苦慮している。特に土地改良区の経理事務においては、複式簿記を扱える人材が少ない。
- 東播用水から各ため池への用水供給など、配水管理が複雑であり、技術の継承が難しい。



取組の内容

- 近隣の畦師グループの活躍から刺激を受け、新たに草刈りのプロ集団「稲美畦師」を設立。活動を通して、地域を担う人材を育成していく。
- ため池みらい研究所との交流から新たな役員を採用。役員継ぎ体制を見直し、令和7年度から新たな引継ぎ体制を実施予定。



取組の効果

- ため池みらい研究所と関わる中で、行政や大学の他、様々な活動に従事する農家や市民、学生との関係性ができ、刺激や勇気もらった。
- 地域から新しい畦師グループが発足したことにより、地域活動の継続への安心感が広がった。
- 草刈りのプロ集団による作業により、作業時間が短縮できた。
- ため池みらい研究所との交流から、新たな役員を採用することとなり、継続的な組織運営へと繋がる。
- また、神戸大学農学部との意見交換も行っており、若い発想に期待を寄せている。

地域の悩み

- ・ 地域の高齢化が進み、草刈り作業が農地を維持管理する上で大きな負担となっている。
- ・ 活動組織の役員と土地改良区の役員メンバーは同じであり、役員の継承に苦慮している。
- ・ 配水管理も複雑で技術の継承が難しい。

交流

Step1-1 (R6.3)

畦師グループ設立を決意

- ・ 営農組合の草刈り作業を補完する組織が必要。
- ・ ため池みらい研究所との関わりや、近隣の畦師グループの活躍から、自分たちも地域の力になりたいという思いが募る。

Step1-2 (R6.4)

メンバーの募集

- ・ 営農組合のメンバーを中心に勧誘を実施。
- ・ 思いを同じくする40代～60代の農家の長男・次男を中心に8名で草刈りのプロ集団「稲美畦師」を結成。

自分が動けば地域を変えていける！

一度荒廃すると取り返しがつかない・・・
田園風景を後世に受け継ぐ橋渡しになれば。



Step1-3 (R6.6～)

稲美畦師として活動

- ・ 稲荷池水利委員会が管理する稲荷池の堤体の草刈りを実施。
- ・ 今までは役員で数時間かけて行っていた草刈りが30分で終了。

Step1-4 (R6.8)

意見交換の実施

- ・ メンバー間で意見交換を実施し、畦師の目的、活動予定等について、合意形成を図った。
- ・ 土地改良区エリアを中心に活動し、徐々に活動エリアを広げていく。
- ・ 草刈りの品質の確保を検討するとともに、メンバーの継続確保を目指す。

Step2-2 (R6.3)

(一社)ため池みらい研究所との連携

- ・ 事務業務の継続的な運営について、ため池みらい研究所に相談したところ、研究所の研究員に会計事務を依頼することになった。

(一社)ため池みらい研究所の取組

- ・ ため池みらい研究所のプロジェクトの一つとして、草刈り問題の解決に向けて、草刈りをメインに請け負うグループ(畦師グループ)が生まれやすい環境づくりを実施。地区周辺には「播磨畦師」など、複数の組織が存在するが、プロジェクトの関係上、学生の参加が多い。

さらに、土地改良区の経理事務についても、ため池未来研究所に相談したことをきっかけに、女性1名を理事(員外)として登用予定。

Step2-1 (R6.4)

引継ぎ体制の見直し

- ・ 役員の見継ぎ体制(段階的な見継ぎ)の見直しを検討。能力にあった合理的な見継ぎの手法を模索。

配水管理についてもマニュアルの作成、規約を制定でルール化し、管理体制の強化を図る。また、ICT管理の導入を検討。

今後の展望

- 稲美畦師としての活動を通して、地域を担う人材を育成していきたい。
- 実績を積み重ね、メンバーと協議し、地域の農地保全の一環を担える団体になればと考えている。





きららネット阿知須（山口県山口市）

- 本地区は山口県の中央部に位置する山口市の南西部で平成13年夏に開催された「山口きらら博」の会場となった旧阿知須町にある。昭和50年代から基盤整備に取り組み、約300haの整備農地では水稻を中心に、麦、大豆、キャベツや特産かぼちゃ「阿知須くりまさる」を栽培している。
- 旧阿知須町一円の21集落の広域活動組織である「きららネット阿知須」は、平成19年に設立された。土地改良区が中心となって地域団体組織の代表者等に声をかけ、各地域団体組織参加・協力の下、地域交流型の組織として活動を開始した。
- 3つの支部を「きららネット阿知須」が統括し、広報担当部署を配置し、活動を地域に広く紹介していることに加え、工事担当部署により工事等の指導や支援を行っている。

【地区概要】

- ・ 取組面積 314.91ha
(田 301.73ha、畑 13.18ha)
 - ・ 資源量 水路 114.2km、農道46.5km、
ため池 16箇所
 - ・ 主な構成員 農業者、農業法人、自治会、
子供会、JA、土地改良区
 - ・ 交付金 約25百万円 (R4)
- 〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

地域の状況や課題

- 地域では農業者の減少・高齢化が進行。
- 上記に加え、農業法人や認定農業者などへの農地の集約化も加わり、農道、水路の草刈りや水路の泥上げなどの作業に関わる人員が不足し、作業を実施する主体組織である水利組合では対応が困難化。
- 業者委託による農道舗装や水路補修等の仕上がりが満足できるものにならない状況。
- 農業用水利施設の老朽化が進む中、限りある予算では、業者に多く委託すると施工量が減少してしまうおそれ。
- 地域には3mを超える法面も多くあり、草刈り作業には滑落などの危険を伴う上、かなりの労力が必要。



取組内容

- 業者委託工事の施工管理、自主施工の計画、管理、施工までを実施できる能力が必要。
- ↓
- 工事担当部署を設置。土木建設業の経験のある地域住民が「きららネット阿知須」に参画。
- 草刈り、自主施工工事などの保安全管理活動の働き手を確保することが必要。
- ↓
- 広報紙で募集し、援農隊を結成。農業者だけでなく全ての地域住民も参加できる取組。
- 作業しやすい環境を整備することが重要。
- ↓
- 法面に草刈り足場として再生樹脂をつかった法面ステップを導入。



ステップ設置後の草刈作業

取組の効果

- 業者委託工事を丁寧に管理することで、現地に適応した仕上がりを得ることが実現。
- 工事担当部署の設置により、自主施工が可能となり、限りある予算の中でより多くの工事を実施。
- 援農隊の結成により、草刈り、工事に携われる人員が登録され、スムーズな活動の実施が実現。
- 援農隊は、草刈りや泥上げ作業、自主施工工事にとどまらず、景観形成活動や農村文化の伝承を目的とした小学校への出前事業に参画。
- 農業従事者の高齢化が進む中、法面ステップの設置により、法面の草刈りが、より安全かつ楽に効率よく実施することが実現。

平成19年度、旧阿知須町一円の21集落において、地域資源を守るため、各地域団体組織が参加・協力の下、「きららネット阿知須」を広域活動組織として設立。

農業者の減少・高齢化が進むなど、人員が不足。
委託工事の仕上がりも不満足。

高齢化により高い法面の作業の不安が増大

Step 1 (H28)

工事担当部署の設置

土木建設業の地域の人材が退職し、地域に戻る。
委託工事の課題解決の方策として、この人材を活用。
役員会、総代会で承認。

規約の変更、対象とする工事の範囲を決める。

Step2 (H29)

新たな課題の発生

工事担当部署を設置し、自主施工を行う中で、必要な時に必要な人員を確保する調整が困難。

工事に携われる人員を登録すればよいのでは？

Step 2 (H29)

高法面課題解決のヒント

多面的機能支払中四国シンポジウムにて法面ステップの製造メーカーが出展。

これを活用することができるのでは？

Step 3 (H29)

法面ステップの導入

法面を管理する農業者に機能等の説明を行い、メリットを確認し実施。施工に当たってはメーカーから指導。
役員会で承認、総代会で報告。

まずは試験施工から。設置基準は必要では？

Step 3 (H29)

援農隊の設立

地域の全戸に配布される広報紙で募集。
役員会で承認、総代会で報告。

地域の保全活動に参加したい人は多い！！

広報紙発行検討会

小学校出前授業実施検討会

景観形成に関わる検討会

各種活動

援農隊



小学校への出前授業

Step 4 (R5.1)

技術の継承

土木建設業経験者の指導の下、工事を行うことで、知識やノウハウが援農隊参加者に蓄積されていく。



直営施工

これまで活動に参加したことのない者も含めて15名参加。

毎年、点検・機能診断を実施後、検討会を開催し、点検・機能診断結果や実施要望個所を確認。実施の可否、工法等の検討、確認も実施。

不適正な管理による不具合箇所への対応は？
実施可否の基準は？
市の担当部署とも実施内容を協議。



現地調査(点検・機能診断)



検討会

今後の展望

「地域の農地と環境は地域で守る」という観点から各自治会を通してほぼ全ての地域住民が構成員として加わっている。今では地域住民活動として定着しており、今後も「100年後の将来へ豊かな環境と景観を引き継ぐために、農業者と地域住民と関係団体とが地域一丸となって活動を推進する」ことをモットーに取り組んでいく。



上村地区環境保全向上隊（愛媛県東温市）

- 本地区は愛媛県東温市の西部に位置し、一級河川である重信川の流域にある中山間地域にあり、肥沃な土壌と水利に恵まれ、水田において米麦等を栽培している。
- 農家90戸、非農家38戸の集落単位の活動組織である上村地区環境保全向上隊は、平成19年度に設立された。植栽等の景観形成活動や生物調査等の活動に力を入れており、非農業者を含めた幅広い世帯の地域住民と交流を行っている。
- 地域全体で水路や農道等の草刈り・泥上げを実践しており、地域ぐるみ保安全管理活動が定着している。農業者の減少・高齢化が進む中、若手を巻き込んだ取組を実施中。

【地区概要】

- ・ 取組面積 55.87ha
(田 55.08ha、畑 0.79ha)
- ・ 資源量 水路 24.8km、農道28.0km、ため池 9箇所
- ・ 主な構成員 農業者、土地改良区、自治会、老人会、消防団、PTA、公民館、夢クラブ等
- ・ 交付金 約 250万円 (R5)

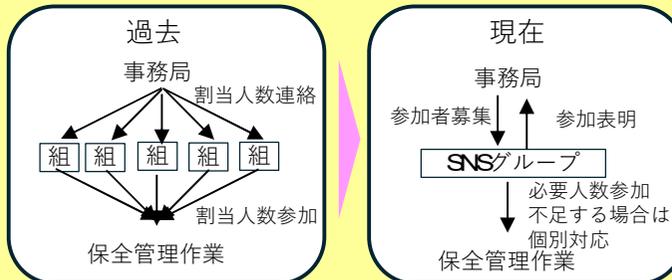
〔 農地維持支払
資源向上支払(共同) 〕

地域の状況や課題

- 集落では農業者の減少・高齢化が進行。
- 農地・農業用施設の保安全管理に当たって、ため池の堤体の草刈りなど作業そのものが、高齢者にとっては大きな負担。
- 農家の子息でも草刈機の取扱いの経験者が減少。経験の少ない者の作業に対する安全管理への不安も増大。
- 作業可能者の減少により、集落内の各組によっては、保安全管理活動への参加割当を満たすことが困難になる状況。
- 上村地区では、従来より、若手住民の親睦会（夢クラブ）が代々続いてきた歴史がある。
- また、文化祭などの集落単位のイベントをこの親睦会が中心となって運営を支援。
- この連絡には、SNSを使った連絡の仕組みが構築済み。

取組内容

- 草刈りなどの保安全管理活動の働き手を確保することが必要。
- その働き手の能力（草刈機の取扱い等）を高めることも必要。
- どのように働き手の能力を高めるか話し合い、外部講師による草刈機取扱いの講習会を開催。
- 講習会開催と同時にSNSのグループ（草刈アルバイト）を作成。
- その後の保安全管理活動に当たって、このSNSグループを活用しつつ、人材を確保。



取組の効果

- 講習会への知人、友人の参加により、講習参加へのハードルが下がる。
- 講習会を受講により、草刈機操作未経験者の安心感を醸成。
- SNSグループを用いた連絡手段により、他者の参加状況などから、保安全管理活動への参加を意識付け。さらには、参加も決断（彼が参加するなら私も）。
- また、SNSの活用によって参加者の取りまとめが簡素化。
- 保安全管理活動の若手の参加を通じて、集落内の農業水利施設の仕組み、機能に関する知識を継承。
- 個人の負担が軽減され、率先して地域を守るとする機運が醸成。
- 保安全管理活動の参加者を確保。

平成19年、上村地区の農村環境を保全するため、環境保全向上隊を設立。
 集落内9組からそれぞれ4、5人ずつ選ばれ全体40人程度で年3、4回の草刈りを実施。

農業者の減少・高齢化が進み、同じ人が毎回参加せざるを得ない状況。急斜面の草刈作業は大きな負担。

若い人は草刈機の経験不足により安全な作業に不安。

Step 1 (R4.8)

問題提起

活動組織役員、土地改良区役員、住民で農地保全についての意見交換会を実施。少しでも多くの若者への参加を要請。

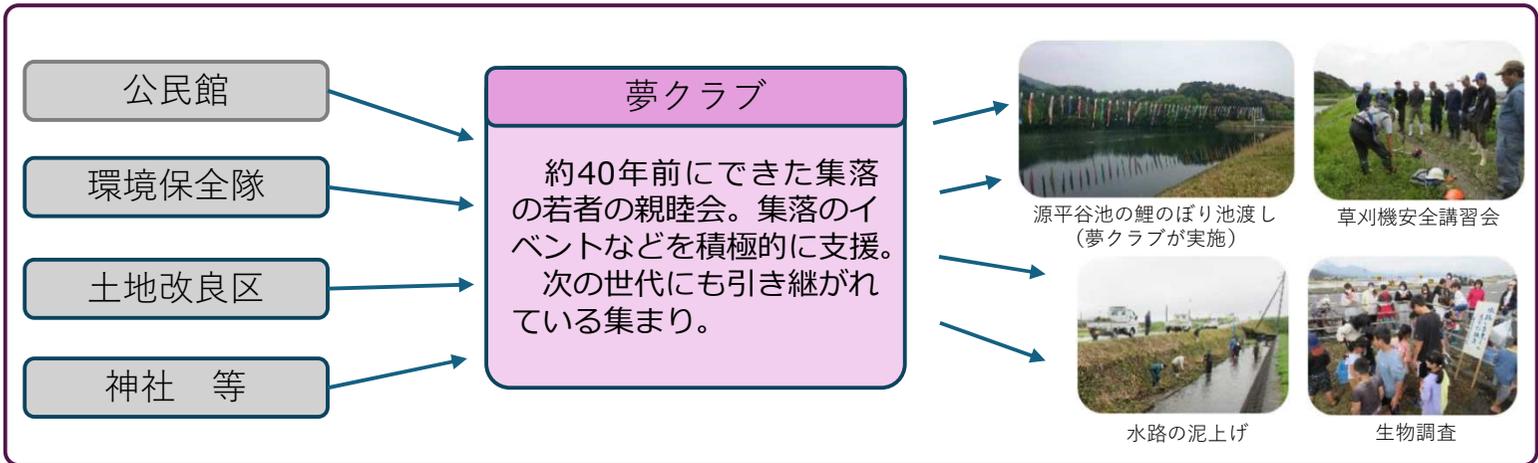
草刈機の取扱い方法を学べれば、参加しやすいとの意見！

Step 2 (R4.10)

対応の検討

環境保全向上隊役員会で若手育成、特に草刈機の取扱い指導等も含めて講習会の実施に当たって方法を検討。

15人集めれば、外部講師がくる！



Step 3 (R4.12)

実現に向けた対応1

講習会実施団体と地元での開催方法について相談、検討。

集まりやすい地元集会所で開催し、近くの堤体で実践すれば気軽に参加できるのでは？

今後の展望

草刈りだけでなく、農業用施設の軽微な補修、型枠の作り方、コーティング補修方法、セメントの塗り方などの講習会活動をとおして、「ものづくり」、「ひとづくり」を行い、組織の発展につなげていきたい。

Step 6 (R5.6~)

若手の参加

保安全管理活動にSNSグループから継続的に十数名が参加。連絡調整も効率化。

活動の合間に、地区内の施設の構造、機能を学習する機会が増加。地域を守る意識も醸成。

Step 5 (R5.6)

まずは講習会

刈払機安全講習会を地元集会所で開催。夢クラブ、消防団、自治会も含めて募集。

これまで活動に参加したことのない者も含めて15名参加。

Step 4 (R5.1)

実現に向けた対応2

若手中心でSNSグループ（グループ名は草刈アルバイト）を作成。講習会・活動参加者の募集に活用。

SNSを活用すれば若手も集まりやすくなるのではないかな？



錦町農地・水・環境保全管理協定運営委員会（熊本県錦町）

- 本地区は熊本県の南端部に位置し、一級河川である球磨川が東西に流れる中山間地域にあり、肥沃な土壌と水利に恵まれた水田地帯である。
- 錦町農地・水・環境保全管理協定運営委員会は平成19年度の農地・水環境保全向上対策事業の開始にあわせ、事務等の省力化、組織体制の強化を図るため、錦町土地改良区を事務局として広域的な組織として設立され、地区内の非農業者も含めて、農地維持活動はもとより、資源向上活動も積極的に行っている。
- 施設の長寿命化の工事にあたっては、直営班を組織し、地域とコミュニケーションを十分図り、地元の納得のいく施工が実施されている。

【地区概要】

- ・ 取組面積 984ha（水田）
- ・ 資源量 水路 203km、農道85km、
- ・ 主な構成員 農業者、土地改良区、子供会、老人会、消防団

・ 交付金 約 4700万円（R5）

〔 農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化） 〕

地域の状況や課題

- 地域では農業者の減少・高齢化が進行。草刈り作業等への参加者が少ない集落では保全管理に対する不安が増大。
- 平成24年度に、それまで活動の事務局を努め、地元の状況に精通し、地元とも十分なコミュニケーションをとることができ、また、農業土木技術もある土地改良区の事務局長が定年退職。
- 平成25年度から農地・水保全管理支払交付金において、長寿命化の取組が開始。限られた財源で、改修要望は多い状況。
- 平成26年度から多面的機能支払交付金が始まり、長寿命化対策を本格的に進めたい状況となった。
- 水路、農道の補修など、外部発注しておこなってきたが、地元農家との小丹生にコミュニケーションが十分とれず、施工業者、地元農家とも不満の残る工事の結果になることが多かった。

取組内容

- 施設の補修、改修にあたっては、地元農家の要請に応じた柔軟な対応が必要。
- そのためには農業にかかる作業を熟知し、地元の要請を理解できる人材が必要。
- 地元の要請を現場に適応させ、かつ安全に実行する技術力も必要。
- 長寿命化対策に対する地元からの要請は多く、低コストな施工も求められている。
- 上記条件を満たすため、必要な人材を確保し、直営班を設置し、長寿命化対策を実施。直営施工だけでなく、草刈りも支援。

【直営班の構成】

土地改良区OB	1人
建設、土木OB	3人
農業者	2人
左官	1人



取組の効果

- 平成25年度から平成30年度まで水路の更新、農道舗装→外注排水や法面補修など →直営班
- 令和元年度以降は、全ての工事を直営班及び各地元で実施。
- 地元との十分なコミュニケーションにより、施工側、地元側とも両者納得のいく仕上がりを実現。
- 令和2年7月の豪雨災害の復旧にも直営班の力を発揮。
- 一定の技術、経験を有した者により、直営班を構成し、施工の成果、品質を保っているところであり、直営班への参加希望者もある状況。



農業者の減少、高齢化が進行。保安全管理に対する不安が増大。
 国は平成19年度に農地・水環境保全向上対策事業を創設。

Step 1 (H19)

農地・水環境保全への取組

錦町の農村環境を保全するため、農地・水環境保全向上対策事業を実施しようと錦町の各区長が話し合い。

事務等の省力化、組織体制の強化が必要！

Step 2 (H19)

広域組織の設立

錦町の大半を含む広域的な地域で、保安全管理協定運営委員会を設立し、農地・水環境保全向上対策事業を実施。

事務局は錦町土地改良区。

人口減少、高齢化が進み、草刈りなどの共同作業への参加者が少ない地区も発生。

消防団との連携

消防ポンプによる暗渠内の泥除去など、消防団とも連携。



平成29年度から事務局は土地改良区から切り離し。事務局長と非常勤職員2名の3名体制で活動。

広報誌の発行

平成26年度から毎年発行。広報を適切に行い、保安全管理の活動について、農業者のみならず、非農業者にも理解、共感を得ていく。



Step 3 (H25)

長寿命化対策の開始

地域の水路や農道の補修、改修を外注にて実施。

定年退職した土地改良区の事務局長が長寿命化対策の中心メンバーに。

今後の展望

直営班への参加申し込みもあり、活動の成果を着実に上げていくことが、後継者の確保につながっていくものと認識。

Step 5 (R元)

直営班活動の本格化

水路の更新、農道の補修も全て直営班及び地元で実施。地元の要請にも柔軟に対応。

令和2年7月の豪雨災害復旧にも力を発揮。

Step 4 (H26)

直営班を本格的に発足

運営委員会直属の直営班を発足させ、排水や法面の直営施工や草刈り等、各地区へ直接支援。

地域に精通し、コミュニケーションのとれる人材を中心に、技術力、経験のある者で構成。

外部発注した工事では、地元の要望に十分対応できず、地元、施工者とも不満の残る状況。

施設の老朽化等も進み、補修の、改修の要望は多い状況。